

河本喜與之著

全訂
民事訴訟法提要

南
郊
社
版

昭和十七年六月二十日
昭和十七年六月二十日
初版印刷
二版發行
(二、〇〇〇部)
(二、三〇〇部)

認 承 協 交 出
號 1861 ア

全訂民事訴訟法提要

金五圓五十錢

著 者 河 本 喜 與 之

發 行 者 小 池 貢
東京市牛込區矢來町二五

印 刷 所 東 京 市 神 田 區 美 土 代 町 二 八
資 (東四二四) 篠 田 玉 三

配 給 元 日 本 出 版 配 給 株 式 會 社
東京市神田區淺路町二ノ九

發 行 所 南 郊 社

東京市牛込區矢來町二十五番地

振替口座東京二六三七〇
會員番號二二一〇三九

發 正 會 印 行

は し が き

近頃、民事訴訟法は各方面から色々な批判をうけるに至り、本年の第七十九回帝國議會では、大東亞戰爭の目的をなし遂げるために、裁判所構成法戰時特例と共に戰時民事特別法が成立し、既にその施行を見てゐるのであつて、これまでの民事訴訟法はまさに一大轉換期に出會つてゐるといふことができる。しかし、いついかなる時代でも、訴を聽き民の争を正しく公平に裁くといふことが國家にとつて大切な役目であるにかわりはないのであるから、この國家の役目を圓滿に果たすための基準たる民事訴訟法の精神を正しくつかむことは、民事の裁判にたづさわる者にとつてきわめて重要なことで、現在のやうに民事訴訟法が轉換期にあればあるだけ、益々その重要性を増して來るともいへるのである。そのためには、われわれは輕々しく民事訴訟制度の改革論や立法論をする前に、現行の民事訴訟制度竝に民事訴訟法の理論と實際をよく研究し正しく理解することが先決問題である。

本書は、わたくしが昭和九年に出した舊著「民事訴訟法提要」を全部にわたつて書きあらためたもので、刊行の目的は、舊著と同じく、主として高等試験の受験生諸君に民事訴訟法の理論と實際の全貌を知らしめるにあるが、同時にわたくし自身裁判の實務を執つていくための備忘録にしたい望みも加

はつてゐる。そのために、解説はできるだけ平易に學說文獻などもほとんど引かないことにしたが、一面主な判例は残らず引き之に對する學者の意見をもつけ加へておいた。本書によつて、民事訴訟法の精神をつかんだ青年を一人でも多くわが司法部に迎へることができれば、ひとりわたくしのみの幸福ではあるまい。

昭和十七年五月

著者しるす

みだし

一 判例は大審院民事判例集二〇卷二四號迄の分を全部引用した。

一 判例で單に「何卷何頁」とあるのは、判例集の卷竝にその通頁を指す。判例の末尾に引いたのは判例批評で、(賛)は判例に賛成、(反)は反對をあらはし、例へば「兼子五事件」とあるのは「判例民事法」に收められた評釋を意味する。

一 引用した雜誌で、「法協」は法學協會雜誌、「法論」は法學論叢、「民商」は民商法雜誌、「法新」は法學新報、「日法」は日本法學を夫々指す。

一 引用した學說で、「山田」は山田博士「日本民事訴訟法論」若は「日本民事訴訟法概論」を、「細野」は細野博士「民事訴訟法要義」を、「中島」は中島氏「日本民事訴訟法」を、「菊井」は菊井氏「法學全集、民事訴訟法」を、「兼子」は兼子氏「民事訴訟法概論」を、「中村」は中村博士「民事訴訟法原理」を、「長島森田」は長島氏森田氏「新民事訴訟法解釋」を、「神谷」は神谷氏「民事訴訟法原理上訴以下」を、「前田」は前田氏「民事訴訟法講義」を、「前野」は前野氏「民事訴訟法論」を、夫々指す。

一 大東亞戰爭中行はれる裁判所構成法戰時特例並に戰時民事特別法のことを本文中に織り込んであるが、研究の便宜上卷末にその正文を掲げておいた。

目次

緒論

第一章 民事訴訟の概念

第一節 民事訴訟制度（私法的秩序維持の手段としての民事訴訟）

第二節 手續としての民事訴訟

第一款 民事訴訟手續の意義

第二款 民事訴訟手續の種類

第二章 民事訴訟法

第一節 民事訴訟法の意義

第二節 民事訴訟法の解釋適用

第三節 我現行民事訴訟法の沿革

第四節 我民事訴訟法の效力の限界	一九
------------------	----

第一款 時に關する效力（民訴施行法の問題）	一九
-----------------------	----

第二款 所に關する效力	二一
-------------	----

第三款 人に關する效力	二三
-------------	----

第一編 總 則

第一章 裁 判 所	二三
-----------	----

第一節 民事裁判權 附司法行政權	二三
------------------	----

第二節 裁判所の構成	二九
------------	----

第一款 構成機關	二九
----------	----

第二款 裁判所構成員の地位及資格	三一
------------------	----

第三款 裁判所職員の除斥・忌避・回避	三一
--------------------	----

第三節 裁判所の管轄	四〇
------------	----

一	概	説	四〇
二	職務管轄		四二
三	事物管轄		四四
(一)	區裁判所の事物管轄		四四
(二)	地方裁判所の事物管轄		四五
(三)	東京控訴院の管轄		四六
(四)	訴訟物の價額の算定		四六
四	土地管轄		五三
(一)	概	説	五三
(二)	普通裁判籍		五五
(三)	特別裁判籍		五六
(I)	事件の種類による特別裁判籍		五六
(II)	訴訟手續上の關係による特別裁判籍		六〇
五	合意管轄並に應訴管轄		六一

六 指定管轄	六
七 訴訟の移送	六
(Ⅰ) 管轄の調査	六
(Ⅱ) 移送の種類	六
(Ⅲ) 移送の手續及效力	七
八 共 助	七
第二章 當事者	七
第一節 當事者の意義及當事者の確定	七
第二節 當事者能力	八
第三節 正當なる當事者(所謂當事者適格、訴訟實施權若は訴訟追行權)	八
第四節 訴訟能力	九
第五節 辯論能力(演述能力)	一〇
第三章 補助參加人	一〇
第一節 補助參加(從參加)	一〇

第二節 訴訟告知	一八
----------	----

第四章 代理人	二三
---------	----

第一節 概説	二三
--------	----

第二節 法定代理人	二四
-----------	----

第三節 任意代理人（特に訴訟代理人）	二四
--------------------	----

第五章 輔佐人	二七
---------	----

第二編 第一審の判決手續	二九
--------------	----

第一章 訴	二九
-------	----

第一節 訴竝に請求の意義	二九
--------------	----

第二節 訴訟成立要件	三一
------------	----

第三節 訴訟上の權利保護要件	三一
----------------	----

第四節	訴訟成立要件並に訴訟上の權利保護要件の調査	一五九
第五節	實體上の權利保護要件	一六二
第六節	訴の種類	一六三
第七節	訴の提起	一七二
第一款	訴提起の方式	一七二
第二款	訴の併合及共同訴訟	一七八
第一項	概説	一七八
第二項	訴の併合(訴の客觀的併合)	一七九
第三項	共同訴訟(訴の主觀的併合)	一八六
第三款	係争中に於ける訴の提起	二〇三
第一項	訴の變更	二〇二
第一目	訴の變更の意義	二〇二
第二目	訴の變更の要件	二〇五
第三目	訴の變更の方式	二一〇

第四目	訴の變更の舊訴に及ぼす影響	二二〇
第五目	訴の變更に關する裁判	二二二
第二項	反 訴	二二四
第三項	中間確認の訴	二二九
第四項	當事者參加	二三一
第一目	當事者參加の意義及構造	二三一
第二目	當事者參加の要件	二三四
第三目	當事者參加の手續	二三七
第四目	當事者參加訴訟の審判	二三〇
第五項	承繼參加(權利承繼者の參加)	二三三
第六項	訴訟の引受(債務承繼者の參加)	二三四
第七項	共同訴訟的參加	二三七
第八節	訴提起の効果	二四〇
第一款	訴訟法上の效果	二四〇

第二款 私法上の效果	二四七
------------	-----

第二章 口頭辯論——訴訟の審理	二五一
-----------------	-----

第一節 概説	二五二
--------	-----

第二節 判決手續に關する諸原則（訴訟審理に關する訴訟法の立前）	二五三
---------------------------------	-----

一 訴訟の開始終了に關する立前	二五三
-----------------	-----

處分權主義	二五三
-------	-----

二 訴訟手續の進行に關する立前	二五三
-----------------	-----

職權進行主義	二五三
--------	-----

訴訟指揮權	二五四
-------	-----

責問權	二五八
-----	-----

三 訴訟資料の蒐集に關する立前	一六一
-----------------	-----

辯論主義	二六一
------	-----

真實義務	二六八
------	-----

職權探知主義	二六九
--------	-----

隨時提出主義	二七〇
辯論集中主義	二七四
證據結合主義	二七四
四 訴訟審理の方式に關する立前	二七四
公 開 主 義	二七四
當事者双方審問主義	二七五
口頭主義及書面主義	二七五
直接審理主義及間接審理主義	二七五
五 證據判斷に關する立前	二七八
自由心證主義	二七八
六 訴訟經濟の原則	二八〇
第三節 口頭辯論の通則	二八一
第一款 口頭辯論の種類	二八一
第二款 期 日、期 間	二八二

第三款 調書	二二〇
--------	-----

第四款 口頭辯論の準備	二九三
-------------	-----

第一項 準備書面	二九四
----------	-----

第二項 準備手續	二九六
----------	-----

第五款 口頭辯論の施行	三〇八
-------------	-----

第六款 口頭辯論に於ける當事者の缺席——期日の懈怠	三二〇
---------------------------	-----

第四節 當事者の辯論の内容	三七
---------------	----

第一款 申立	三七
--------	----

第二款 主張	三二〇
--------	-----

第五節 訴訟上の書類の送達	三五
---------------	----

第三章 證據調	三三三
---------	-----

第一節 概説	三三三
--------	-----

一 事實認定の重要性	三三三
------------	-----

二 證據の概念.....三三

三 證據の對象.....三五

(I) 事實.....三五

(1) 裁判所に顯著な事實.....三六

(2) 當事者間に争なき事實.....三七

(3) 推定事實.....三四

(II) 法規.....三四

(III) 經驗法則(實驗則).....三四五

四 舉證責任.....三四六

五 自由心證主義.....三四八

第二節 證據調手續.....三四九

第一款 概說.....三四九

第二款 各種の證據方法.....三五七

第一項 證人訊問.....三五七

第二項 鑑定.....三六三

目次